

## ～該当する人へ5月上旬に申告書を送付します～下水道事業受益者負担金

### ・負担金の対象

公共下水道が整備されると、土地の所有者などの利益を受ける人（受益者）は、污水管整備費の一部を負担していただくことになります。

この4月に賦課区域となった土地の所有者に、5月上旬に受益者の申告書などを郵送します。申告書に記載してある提出期限までに必要な書類を提出してください。

※この負担金は、税金とは異なり、一度だけ負担していただくもので、同じ土地に対して再び賦課されることはありません。

### ・負担金額

所有する土地または権利のある土地の面積に、単位負担金（1㎡当たり460円）をかけた額となります。

### ・負担金の計算例

（例）148.5㎡（約45坪）の土地を所有されている場合  
148.5㎡×460円＝6万8,310円となり、100円未満の端数を切り捨てた6万8,300円が負担金額となります。

### ・負担金の納付方法

負担金は、5年間・10回に分割して納めていただく方法と一括で納めていただく方法があります。

### 《分割納付》

分割納付の納期は次のとおりです。

- ・第1期 8月1日～8月末日
- ・第2期 2月1日～2月末日

負担金6万8,300円を5年間・10回に分割すると、次の表のようになります。

	第1期	第2期
	8月	2月
1年目	7,100円	6,800円
2年目		
3年目	6,800円	
4年目		
5年目		

### 《一括納付》

負担金を初年度の第1期納期中（8月1日～8月末日）に一括納付すると、負担金額に応じて報奨金（上限5万円）を交付します。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

### ・減免と猶予

受益者負担金は、すべての土地に一律に賦課されますが、土地の用途や状況などにより、減免や一定期間の徴収猶予ができる場合があります。申請制ですので、対象者は、5月上旬に送付する申請書により申請してください。

※申請がない場合、減免・猶予はできません。

※猶予の要件に該当しなくなった場合は、直ちに届け出てください。なお、届出がない場合であっても状況を確認次第解除されます。

## 【減免】

減免の対象となる土地	減免率
公立・私立の小・中・高等学校・幼稚園・保育所	75%
官公庁庁舎、境内地（寺院）	50%
国・県の職員宿舎、水道企業などに供している土地、鉄道用地など	25%
道路敷、公園敷、下水道敷、河川敷、水路敷、消防の用に供する貯水施設、墓地、公道から公道に抜ける私道敷、急傾斜地、保安林、自治会館、踏切敷、生活保護法による扶助世帯、町道および都市計画道路予定地で、地積測量を終えた土地	100%

## 【猶予】

猶予の対象となる土地	猶予期間
農地、雑種地（公共下水道への接続による受益が明らかに認められる土地を除く）	10年以内で宅地化されるまで※
洗車施設を整備していない駐車場	2年以内
他人の土地を使用しなければ、下水を公共下水道に流入させることが困難な土地	実情に応じて町長が決定する期間
受益者が震災、風水害、火災その他の災害を受けた、または盗難にあったとき 受益者が病気にかかり、または負傷による長期療養を必要とするとき	実情に応じて2年以内

※10年後に用途の変更がない場合は再猶予が可能です。  
徴収猶予期間中に、農地転用届出書を提出された場合には猶予理由消滅届の提出が必要となります。また、所有者の移転などがあった場合には受益者変更届の提出が必要となります。くわしくは上下水道課（役場2階）まで。

## ～3年以内に接続を～排水設備工事

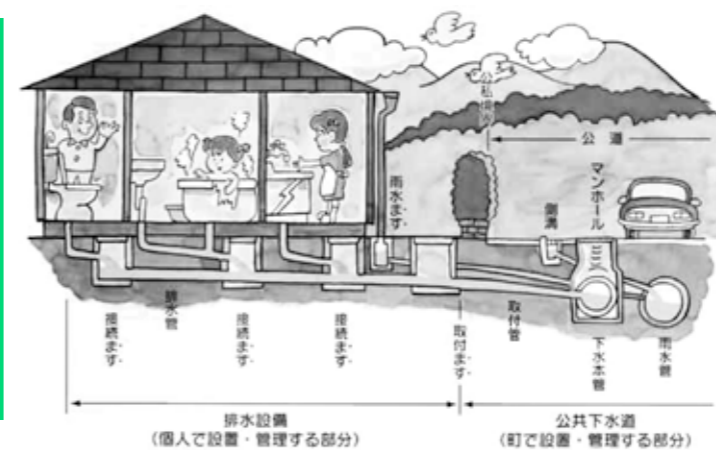
下水道が整備されて、公共下水道に接続できるようになった区域に住んでいる皆さんは、台所、風呂場、便所などから排出される汚水を、公共下水道に流すために必要な排水設備を速やかに設置してください。

下水道への排水設備工事は町が指定した下水道排水設備指定工事店（以下、指定工事店）へ依頼してください。

また、工事を着工する前には、必ず町へ申請書類を提出して許可を受けてください。

くわしくは、上下水道課（役場2階）または指定工事店に相談してください。

### 排水設備の設置例 （分流式公共下水道）



指定工事店は町のホームページでも確認できます。

くらしの情報▶住まい・道路・交通（下水道）▶基本情報（排水設備と水洗トイレ改造工事の申込と事務手続き）

## ～ご利用ください～水洗便所設備資金貸付制度

くみ取り便所を水洗便所に改造したり、し尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続したりする際の費用を、一定の要件で無利子でお貸ししています。指定工事店が手続きを行いますので、貸付条件などについて相談してください。

区分	くみ取り便所	し尿浄化槽	大型浄化槽（35人槽以上）
貸付金額	1戸につき50万円以内	1基につき40万円以内	1基につき250万円以内
貸付利率	無利子		
返済金額	1戸につき1万円/月	1基につき8千円/月	1基につき5万円/月
返済期間	50カ月以内（分割払い）		
貸付要件	①家屋の所有者またはその同意を得て改造する使用者 ②町税、上・下水道使用料および受益者負担金を滞納していない人 ③連帯保証人を1人たてることができる人		

## Q&A

### Q1. 公共下水道って何？

A 公共下水道は、台所や風呂、トイレなどで使った水や工場などからの排水を集め、処理場できれいにして放流し、河川や海の水質を守ります。また、悪臭やハエ・蚊などの発生源となる汚れた川がきれいになるなど、わたしたちの健康で快適な暮らしを支える大切な施設です。

### Q2. 公共下水道に接続するって、どういうこと？

A 海田町は分流式の污水管を新設しています。工事が完了すると使用が可能となり、浄化槽を使用している場合は廃止し、くみ取り便所は水洗便所に改造して、公共下水道へ切り替えます。また、台所、風呂などの汚水（雑排水）も公共下水道に切り替えます。

### Q3. 接続するにはどうしたらいいの？

A 公共下水道へ接続するときに必要な排水設備の工事は、町が指定した排水設備指定工事店でしか行えません。約130社が登録されているので、その中から皆さんが選んでください。複数社から見積もりを徴収することをお勧めします。指定工事店が皆さんに代わって町に必要な手続きを行います。

### Q4. 接続すると下水道使用料はどうなるの？

A 使用した水量に応じて下水道使用料が必要になり、水道料金と一緒に請求されます。

※町のホームページで料金の自動計算ができます。  
くらしの情報▶住まい・道路・交通（下水道）▶基本情報（上下水道の料金）▶水道料金等自動計算